

令和5年度
第1回
定期監査結果報告書

都市整備部

(都市計画課、交通企画・モノレール推進課、区画整理課、
道路下水道課、施設課)

武蔵村山市監査委員

令和5年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、交通企画・モノレール推進課、区画整理課、道路下水道課、施設課）

3 監査の範囲

令和5年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

令和5年9月4日（月）から令和6年1月5日（金）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

内 野 和 典

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 工事請負費について

工事内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(7) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(8) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、おおむね適切に執行、対応しているが、道路下水道課及び施設課において、職員の時間外勤務時間が多くなっている現状が見受けられた。業務負担が特定の職員に集中しないような体制の構築や、忙しい中でも休暇を取得し

リフレッシュできる環境づくりを行い、職員の体調、健康管理には、十分留意していただきたい。

2 各課への要望等

(1) 都市計画課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、モノレール延伸後を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、今後も、関係市町や東京都とも連携をしながら、将来の需要創出につながる沿線まちづくりのための諸施策に取り組むよう努めていただきたい。

(2) 交通企画・モノレール推進課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、乗合タクシー、市内循環バスなど地域公共交通の適正な運営に努めるとともに、PR 活動による市民意識の醸成、駅周辺の駐輪場整備などモノレール市内延伸に向けて今後も諸施策に取り組むよう努めていただきたい。

(3) 区画整理課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、区画整理事業において、市の都市核として、将来の商業核形成を誘導しつつ、良好な住宅地の形成を目指して、整備に取り組むよう努めていただきたい。

(4) 道路下水道課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、道路及び河川の計画・維持管理、交通安全施設等の維持管理など各種事業を推進するとともに、新青梅街道拡幅に伴う雨水管整備や空堀川流域雨水幹線整備などの雨水対策事業に計画的に取り組むよう努めていただきたい。

(5) 施設課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、公共施設の新築、改築、改修工事及び設計並びに施工監督、また、主管課からの施工依頼に基づく工事、実施設計などの各種事業に適正に努めていただきたい。